

中央区子ども・子育て会議条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、中央区子ども・子育て会議条例（平成 25 年 7 月中央区条例第 35 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、中央区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の公募)

第 2 条 区長は、条例第 3 条第 1 号に掲げる委員を公募し、選考することができる。

(招集の通知)

第 3 条 会長は、子ども・子育て会議を招集しようとするときは、日時、場所、議題その他の必要な事項を開催の日前 5 日までに委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(欠席の申出)

第 4 条 委員は、子ども・子育て会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(会議の公開)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議は、公開とする。ただし、会長が適当でないと認めるときは、この限りでない。

2 会長は、傍聴人の数を制限することができる。

(会議録)

第 6 条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- 一 開催年月日
- 二 出席者の氏名
- 三 提出資料の件名
- 四 議事の概要
- 五 審議の経過

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部保育計画課において処理する。

（一部改正〔平成 29 年規則 6 号〕）

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。